

森永製菓株式会社定款

森永製菓株式会社定款

明治43年1月15日作成

変更

明治43年3月15日	明治44年10月28日	大正元年10月28日	大正2年4月28日
大正2年10月28日	大正3年10月28日	大正6年10月18日	大正6年11月27日
大正7年9月25日	大正8年4月25日	大正8年10月26日	大正9年4月26日
大正11年4月28日	大正12年4月28日	大正12年7月10日	大正13年4月28日
大正13年10月28日	昭和6年5月28日	昭和7年8月24日	昭和7年11月28日
昭和9年10月30日	昭和10年5月27日	昭和12年4月30日	昭和12年10月30日
昭和15年4月30日	昭和16年3月20日	昭和17年7月15日	昭和18年4月30日
昭和18年10月30日	昭和19年4月30日	昭和20年4月30日	昭和21年5月30日
昭和23年7月26日	昭和24年7月28日	昭和26年11月29日	昭和28年5月29日
昭和30年9月26日	昭和31年5月30日	昭和34年5月29日	昭和37年5月30日
昭和44年5月30日	昭和46年5月31日	昭和47年11月29日	昭和49年5月29日
昭和49年11月29日	昭和50年5月30日	昭和52年6月29日	昭和56年6月29日
昭和57年6月29日	昭和59年6月29日	昭和62年6月26日	平成3年6月27日
平成6年6月29日	平成12年6月29日	平成14年6月27日	平成15年6月27日
平成16年6月29日	平成18年6月29日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
平成26年6月27日	平成28年6月29日	令和2年6月26日	

目 次

第1章	総 則	1
第2章	株 式	2
第3章	株主総会	3
第4章	取締役および取締役会	4
第5章	監査役および監査役会	6
第6章	計 算	7

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、森永製菓株式会社と称し、英文では Morinaga&Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) キャラメル、ビスケット、チョコレート、アイスクリーム、パンその他各種菓子およびその原材料の製造販売
- (2) 紅茶、コーヒー、ココア、各種飲料水およびその他農畜水産加工食品の製造販売
- (3) たんぱく質、ミネラル、ビタミン等の栄養素を補給する栄養補助食品の製造販売
- (4) 医薬品、医薬部外品、医療関連試薬および化粧品の製造販売
- (5) 加工食品および食品原材料の検査用試薬の製造販売
- (6) 酒類およびアルコールの製造販売
- (7) 玩具、文房具、運動用品、衣料およびその他日用雑貨の製造販売
- (8) 食品の製造、加工、包装機器および移送用機器の製造販売
- (9) 青果類、種苗および花卉園芸品の栽培、加工および販売
- (10) 米穀等穀物および農産物の販売
- (11) 前各号関連機器の製造販売
- (12) 前各号商品の輸出入業、代理業および仲立業
- (13) 飲食店の経営ならびに切手、収入印紙および煙草の販売
- (14) 学校、職域等の給食業務
- (15) 弁当、惣菜等調理食品の製造販売ならびに宅配
- (16) 不動産の売買、賃貸および仲介
- (17) 建物、駐車場の施設保守、管理、清掃、営繕および警備保障ならびにテナント管理業務
- (18) 文化、厚生施設および運動、レジャー、宿泊施設の経営
- (19) 栄養および運動機能等に関するコンサルタント業務
- (20) 簡易水道事業および上下水道施設の経営
- (21) 運輸業および倉庫業
- (22) 出版業
- (23) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- (24) 金銭の貸付、保証業務および総合リース業
- (25) 特許権、商標権、意匠権、著作権等無体財産権の売買、使用許諾、賃貸および管理

- (26) 食品製造技術のノウハウ、パテントの売買、使用許諾および賃貸
- (27) 労働者派遣事業
- (28) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 前項にかかわらず、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の売渡請求)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、当会社に対し、その有する单元未満株式の数とあわせて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2 前項の規定による請求をした单元未満株主は、当会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当会社は、取締役会の決議によって、市場において行う取引または金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けの方法により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にはいつでも招集することができる。

(株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日を基準日と定めることができる。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネットによる開示)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットによる開示により提供することができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第 19 条 会社法第 313 条第 2 項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、書面をもって行わなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(選任方法)

第 22 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則に基づき代表取締役が招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会規則においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、当社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、その他名称を問わず職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠監査役の予選に係る決議が効力を有する期間を超えないものとする。

る。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

（中間配当金）

第 44 条 前条にかかわらず、当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。